

平成19年度
個人情報保護に関する法律
施行状況の概要

平成20年9月
内閣府

平成19年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第53条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができることとされています。

また、同条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第1項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成19年度における施行状況の報告について取りまとめたので、その概要を公表します。

目 次

■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況 -----	1
■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況 -----	5
■ 第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況 ----	14
資料編 -----	15
参照条文等 -----	41

個人情報の保護に関する法律の施行状況について

第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成20年3月31日現在、事業等を所管する各省庁により、23分野について36本のガイドラインが策定されている。このうち、平成19年度中に新たに策定されたものが1本、見直しがなされたものが3本あった。

表1 平成19年度中に策定、見直しを行ったガイドライン

	対象事業分野	所管府省	ガイドラインの名称	策定・見直し年月日
策定	情報通信 [信書便]	総務省	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成20年3月25日
見直し	医療 [一般]	厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（局長通達）	平成20年3月31日
	金融・信用 [金融]	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成20年2月26日
	事業全般	経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（告示）	平成20年2月29日

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況（法第 32 条～第 34 条）

平成 19 年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、個人情報保護法に基づく報告の徴収を 83 件実施する等により、事業者等に対する指導・監督を行った（平成 18 年度は、勧告 4 件、報告の徴収 60 件）。

表 2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した権限	根拠条文	
金融庁長官 (注1)	報告の徴収 78 件	第 16 条第 1 項 (利用目的による制限)	35 件
		第 19 条 (データ内容の正確性の確保)	10 件
		第 20 条 (安全管理措置)	66 件
		第 21 条 (従業者の監督)	18 件
		第 22 条 (委託先の監督)	2 件
		第 23 条第 1 項 (第三者提供の制限)	38 件
厚生労働大臣	報告の徴収 1 件	第 20 条 (安全管理措置)	1 件
農林水産大臣	報告の徴収 2 件	第 20 条 (安全管理措置)	2 件
		第 21 条 (従業者の監督)	2 件
経済産業大臣	報告の徴収 2 件	第 20 条 (安全管理措置)	2 件
		第 21 条 (従業者の監督)	2 件
		第 22 条 (委託先の監督)	1 件
合計 (注2)	報告の徴収 計 83 件	第 16 条第 1 項 (利用目的による制限)	35 件
		第 19 条 (データ内容の正確性の確保)	10 件
		第 20 条 (安全管理措置)	71 件
		第 21 条 (従業者の監督)	22 件
		第 22 条 (委託先の監督)	3 件
		第 23 条第 1 項 (第三者提供の制限)	38 件

- (注) 1. 法第 52 条及び施行令第 12 条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。
2. 共管の事案については、それぞれ計上している。

3. 認定個人情報保護団体の認定の状況（法第37条）

平成20年3月31日現在、個人情報保護法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計35団体である。このうち、平成19年度に新たに認定した団体は、1団体である。

表3 各府省の認定個人情報保護団体の認定状況

府省名	認定団体数 ()内は、平成19年度に新たに認定した数
経済産業省	15 団体
金融庁	10 団体
厚生労働省	8 団体
総務省	3 団体
国土交通省	3 団体(1 団体)
合計	35 団体

(注) 認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値。

4. 認定個人情報保護団体に対する主務大臣の権限行使の状況（法第46条～第48条）

平成19年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、個人情報保護法に基づく報告の徴収を1件実施する等により、認定個人情報保護団体に対する指導・監督を行った（平成17年度、18年度はともに権限行使の実績はなかった）。

表4 認定個人情報保護団体に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した権限	根拠条文
金融庁長官 (注)	報告の徴収 1件	第43条第2項（個人情報保護指針） 1件

(注)法第52条及び施行令第12条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

5. その他

(1) 国民生活審議会における議論

「個人情報の保護に関する基本方針」（一部変更前）において、

- ①内閣府は、法の施行状況について、全面施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること
- ②このため、国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされていた。

これらを踏まえ、国民生活審議会において、事業者、民間団体、関係省庁等から幅広く意見聴取を行い、個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護に関する検討を進めてきた。平成19年6月29日には、これまでの議論を基にして「個人情報保護に関する取りまとめ」^{*1}を意見として政府に提出した。その後、更に検討を進めた。

※1 審議会の意見書における必要な措置の内容（概要）

- ① いわゆる「過剰反応」に対応した広報啓発
- ② 各省庁ガイドラインの共通化について必要な検討
- ③ 事業者の自主的な取組の促進（基本方針の見直し等）
- ④ 市販の名簿の管理方法の検討（基本方針の見直し等又は政令改正）
- ⑤ 国の行政機関における必要な行政運営上の改善
- ⑥ 防災等の地方の取組について、各施策の担当省庁で必要な検討

(2) 政府における取組

この審議会意見を踏まえ、政府は個人情報保護関係省庁連絡会議を開催し、今後の個人情報保護施策の推進に必要な措置について定めた「個人情報保護施策の今後の推進について」^{*2}を決定した。

その後、審議会意見及び上記会議決定を踏まえ、個人情報の保護に関する基本方針の見直し及び個人情報の保護に関する法律施行令の改正についての検討を行ったほか、各省庁の定める個人情報の保護に関するガイドラインの共通化に向けた取組に着手した^{*3}。また、いわゆる「過剰反応」を踏まえた取組として、個人情報保護制度に関する積極的な広報・啓発活動を展開した^{*4}。

※2 「個人情報保護施策の今後の推進について」（平成19年6月29日個人情報保護関係省庁連絡会議決定）の内容（概要）

- ① 個人情報相談ネットワークの構築（相談ダイヤル、メールボックスの設置）
- ② いわゆる「過剰反応」対応の優良事例調査、ガイドラインの見直し等
- ③ 説明会・相談会の実施、ポスターの作成・配布等による広報・啓発

※3 その後、平成20年度の動向は以下のとおり。

- ①個人情報の保護に関する基本方針の一部変更（平成20年4月25日閣議決定）
- ②個人情報の保護に関する法律施行令の改正（平成20年5月1日公布・施行）
- ③「個人情報の保護に関するガイドラインの共通化について」申合せ（平成20年7月25日、個人情報保護関係省庁連絡会議）

※4 たとえば内閣府では、自治会や民生委員、自主防災組織関係者等、個人情報の活用や保護に関心が高い方々を対象とした説明会・相談会を昨年10月から12月にかけて全都道府県で開催し、延べ約13,000人が参加した。

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

(1) 全体的な状況

平成19年度において、地方公共団体や国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計12,728件**である（平成18年度は合計12,876件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約8割5分**を占めている。

表4 受付機関別の苦情相談数

受付機関	平成19年度		(参考)平成18年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
地方公共団体	10,745	(84.4%)	10,676	(82.9%)
消費生活センター	10,745	(84.4%)	10,676	(82.9%)
その他	741	(5.8%)	991	(7.7%)
国民生活センター	1,242	(9.8%)	1,209	(9.4%)
合計	12,728	(100.0%)	12,876	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「消費生活センター」とは、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターを指す。
 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等を指す。
 3. 消費生活センター、国民生活センターについては、翌年度5月31日登録分。

(2) 事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、**特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信)**が全体の**約3割5分**を占めている。また、**その他の事業分野**に関する苦情相談は、**5割強**を占めている。

表5 事業分野別の苦情相談数

事業分野	平成19年度		(参考)平成18年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(注)	4,585	(36.0%)	3,490	(27.1%)
医療	217	(1.7%)	268	(2.1%)
金融・信用	1,019	(8.0%)	1,308	(10.2%)
情報通信	3,368	(26.5%)	1,914	(14.9%)
その他の事業分野	6,653	(52.3%)	7,601	(59.0%)
不明	1,649	(13.0%)	1,972	(15.3%)
合計(重複分除く)	12,728	(100.0%)	12,876	(100.0%)

- (注) 平成19年度分は、各事業分野に重複している分を除いて集計している(単純集計値は、4,604)。

(3) 相談内容の状況

相談内容は、不適正な取得に関するものが全体の約5割で最も多く、次いで、漏えい・紛失に関するものが約2割5分、目的外利用に関するもの、同意のない提供に関するものがそれぞれ2割弱となっている。

表6 相談内容の内訳

相談内容	平成19年度		(参考)平成18年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
不適正な取得	6,307	(49.6%)	5,315	(41.3%)
漏えい・紛失	3,250	(25.5%)	3,038	(23.6%)
目的外利用	2,250	(17.7%)	2,006	(15.6%)
同意のない提供	2,106	(16.5%)	1,765	(13.7%)
開示等	674	(5.3%)	876	(6.8%)
苦情等の窓口対応	345	(2.7%)	460	(3.6%)
情報内容の誤り	196	(1.5%)	245	(1.9%)
委託先等の監督	151	(1.2%)	174	(1.4%)
オプトアウト違反	30	(0.2%)	65	(0.5%)
その他	2,033	(16.0%)	2,371	(18.4%)
合計(重複分除く)	12,728	(100.0%)	12,876	(100.0%)

(4) 処理結果の状況

処理結果は、指導・助言を行ったものが全体の9割弱を占めており、続いて、その他の情報提供を行ったものが約1割となっている。

表7 相談処理結果の状況

処理結果の種類	平成19年度		(参考)平成18年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
指導・助言	11,041	(86.7%)	10,789	(83.8%)
その他の情報提供	1,053	(8.3%)	1,206	(9.4%)
他機関紹介	311	(2.4%)	441	(3.4%)
あっせん解決	212	(1.7%)	267	(2.1%)
あっせん不調	13	(0.1%)	17	(0.1%)
処理不能	41	(0.3%)	69	(0.5%)
処理不要	57	(0.5%)	87	(0.7%)
不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	12,728	(100.0%)	12,876	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性のある相談について、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
 2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

(1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 20 年 4 月 25 日一部変更）において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成 19 年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案^{*}は、**合計 848 件**である（平成 17 年度は 1,556 件、18 年度は 893 件）。

※「漏えい」の他、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、内閣府に報告された事案に限る。

(2) 漏えいの規模と情報の種類

- ① 上記事案において個人情報が漏えいしたとされる人数（以下「漏えいした人数」という。）別にみると、**500 人以下**の事案が全体の**約 8 割**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表 8 漏えいした人数

漏えいした人数	平成 19 年度		(参考)平成 18 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
500 人 以下	667	(78.7%)	683	(76.5%)
501 ～ 5,000 人	104	(12.3%)	109	(12.2%)
5,001 ～ 50,000 人	60	(7.1%)	60	(6.7%)
50,001 人 以上	17	(2.0%)	36	(4.0%)
不明	0	(0.0%)	5	(0.6%)
合計	848	(100.0%)	893	(100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体（平成 19 年度：848 件、平成 18 年度：893 件）に対する割合。

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、**ほとんどの事案について、顧客情報が含まれている**ことが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所（以下「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、**基本情報のみ**が漏えいした件数は、全体の**約1割5分**であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表9 漏えいした情報の種類

漏えいした情報の種類	平成19年度				(参考)平成18年度			
	件数 (割合)		うち基本情報のみ		件数 (割合)		うち基本情報のみ	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
顧客情報	822	(96.9%)	124	(14.6%)	867	(97.1%)	72	(8.1%)
従業員情報	48	(5.7%)	3	(0.4%)	53	(5.9%)	8	(0.9%)
その他の情報	30	(3.5%)	2	(0.2%)	27	(3.0%)	5	(0.6%)
合計(重複分除く)	848	(100.0%)	125	(14.7%)	893	(100.0%)	75	(8.4%)

(注) 1. ()内は、漏えい事案全体（平成19年度：848件、平成18年度：893件）に対する割合。

2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数。

(3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、**電子媒体が約 4 割、紙媒体が約 6 割**である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、**特段措置を講じていなかった件数が、全体の 7 割強**を占めている。これに対し、一部についてのもも含め、**何らかの措置を講じていた件数は、全体の約 1 割5分**にとどまる。

表 10-1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの形態 暗号化等の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	99	(11.7%)	0	(0.0%)	1	(0.1%)	3	(0.4%)	
一部措置有	26	(3.1%)	2	(0.2%)	5	(0.6%)			
措置無	127	(15.0%)	483	(57.0%)	4	(0.5%)			
措置不明	61	(7.2%)	34	(4.0%)	3	(0.4%)			
合計	313	(36.9%)	519	(61.2%)	13	(1.5%)	3	(0.4%)	848

- (注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (848 件) に対する割合。
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 形態別に見ると、**電子媒体**での漏えいにおいては、**情報保護措置がとられていた件数 (一部についてのもも含む) は約 4 割**であり、**情報保護措置がなかったものと同程度の比率**である。一方、**紙媒体**での漏えいについては、**9 割強**の事案において**情報保護措置がとられていなかった**。

表 10-2 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの形態 暗号化等の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	99	(31.6%)	0	(0.0%)
一部措置有	26	(8.3%)	2	(0.4%)
措置無	127	(40.6%)	483	(93.1%)
措置不明	61	(19.5%)	34	(6.6%)
合計	313	(100.0%)	519	(100.0%)

【参考】平成18年度

漏えいの 形態 暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と紙媒体		不明		合 計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	76	(8.0%)	1	(0.1%)	2	(0.2%)	2	(0.2%)	
一部措置有	13	(1.4%)	3	(0.3%)	6	(0.6%)			
措置無	186	(19.7%)	384	(40.6%)	1	(0.1%)			
措置不明	111	(11.7%)	156	(16.5%)	4	(0.4%)			
合計	386	(40.8%)	544	(57.6%)	13	(1.4%)	2	(0.2%)	945

- (注) 1. ()内は、漏えい事案全体(945件)に対する割合。
 2. 本結果は、内閣府からの任意の追加調査依頼(平成19年12月)に基づき、追加調査時に各府省において把握できた範囲の情報に基づく参考数値である。
 3. 2府省による共管の事案(52件)は重複して計上されているため、合計件数は「平成18年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」の件数とは一致しない。
 4. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

漏えいの 形態 暗号化等 の情報保護 措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	76	(19.7%)	1	(0.2%)
一部措置有	13	(3.4%)	3	(0.6%)
措置無	186	(48.2%)	384	(70.6%)
措置不明	111	(28.8%)	156	(28.9%)
合計	386	(100.0%)	544	(100.0%)

(4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の **8 割弱**、「委託先」から漏えいした事案が全体の **約 2 割** となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業員」が全体の **約 8 割** を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業員」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが 10 件、「不注意」によるものが 630 件であり、**ほとんどが「不注意」**によるものである。
- 一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが 66 件、「不注意」によるものが 6 件であり、**ほとんどが「意図的」**なものである。

表 11 漏えい元・漏えいした者

漏えいした者 漏えい元	従業員				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	6 (0.7%)	517 (61.0%)	32 (3.8%)	555 (65.4%)	43 (5.1%)	1 (0.1%)	12 (1.4%)	56 (6.6%)	23 (2.7%)	13 (1.5%)	647 (76.3%)
委託先	4 (0.5%)	113 (13.3%)	14 (1.7%)	131 (15.4%)	23 (2.7%)	5 (0.6%)	1 (0.1%)	29 (3.4%)	15 (1.8%)	5 (0.6%)	180 (21.2%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21 (2.5%)	21 (2.5%)
合計	10 (1.2%)	630 (74.3%)	46 (5.4%)	686 (80.9%)	66 (7.8%)	6 (0.7%)	13 (1.5%)	85 (10.0%)	38 (4.5%)	39 (4.6%)	848 (100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体 (848 件) に対する割合。

【参考：平成 18 年度】

漏えいした者 漏えい元	従業員				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	6 (0.7%)	492 (55.1%)	5 (0.6%)	503 (56.3%)	101 (11.3%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	102 (11.4%)	4 (0.4%)	7 (0.8%)	616 (69.0%)
委託先	37 (4.1%)	164 (18.4%)	1 (0.1%)	202 (22.6%)	50 (5.6%)	3 (0.3%)	2 (0.2%)	55 (6.2%)	5 (0.6%)	4 (0.4%)	266 (29.8%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11 (1.2%)	11 (1.2%)
合計	43 (4.8%)	656 (73.5%)	6 (0.7%)	705 (78.9%)	151 (16.9%)	3 (0.3%)	3 (0.3%)	157 (17.6%)	9 (1.0%)	22 (2.4%)	893 (100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体 (893 件) に対する割合。

(5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、ほとんどの事案において、事業者によって何らかの安全管理対策が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の 9 割強の事業者が教育・研修の実施などの組織的対策を講じている。

表 12-1 漏えい後の改善措置状況

	合計	事業者による改善措置					改善措置実施せず	不明
			安全管理対策		その他の対応			
			組織的	技術的				
平成 19 年度	848 (100.0%)	847 (99.9%)	809 (95.4%)	789 (93.0%)	168 (19.8%)	827 (97.5%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
(参考) 平成 18 年度	893 (100.0%)	887 (99.3%)	830 (92.9%)	805 (90.1%)	140 (15.7%)	774 (86.7%)	0 (0.0%)	6 (0.7%)

- (注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。
「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。
「その他の対応」の具体的内容は、表 12-2 参照。
2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。
3. () 内は、漏えい事案全体 (平成 19 年度：848 件、平成 18 年度：893 件) に対する割合。

- ③ 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の 8 割強の事業者が本人への謝罪・連絡を行っており、4 割弱の事業者が警察への届出、3 割強の事業者が専用窓口の設置を行っている。

表 12-2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計 (重複除く)	本人への 謝罪・連絡	専用窓口 の設置	商品券等の 配布	警察への届 出	その他
平成 19 年度	827 (97.5%)	699 (82.4%)	278 (32.8%)	26 (3.1%)	311 (36.7%)	118 (13.9%)

- (注) () 内は、漏えい事案全体 (848 件) に対する割合。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は 208 件であり、全体 (848 件) の約 2 割 5 分程度である。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは 141 件であり、7 割弱の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、個人情報保護法第42条及び第43条に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求、資料要求、及び自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告、その他の措置）の状況は、以下のとおりである。

表13 認定個人情報保護団体の取組の状況

所管官庁	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置
金融庁	199	50	1	44	0	4
総務省	290	91	3	2	0	0
厚生労働省	8	1	1	1	0	1
経済産業省	323	81	8	3	4	0
国土交通省	33	2	0	0	0	22
合計（共管団体の重複分を除く）	542	144	10	48	4	27

（注）「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

【参考：平成18年度の状況】

所管官庁	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置
金融庁	248	36	0	40	1	0
総務省	275	80	4	0	0	0
厚生労働省	4	2	2	4	0	0
経済産業省	320	74	6	0	0	0
国土交通省	45	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く）	577	118	8	44	1	0

第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

個人情報保護法第11条においては、地方公共団体は、その保有する個人情報に関し、当該個人情報の性質等を勘案し、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めるべき旨が規定されている。

地方公共団体については、自らが保有する個人情報の取扱いについては、従来、条例等で規律されているところである。平成20年4月1日現在の各地方公共団体における個人情報の保護に関する条例の制定状況について見てみると、全ての都道府県(計47団体)及び市区町村(計1,811団体)において制定済みである。

資料編

第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

1 事業分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況

※塗りつぶし ⇒平成19年度中に新たに策定したガイドライン

下線 ⇒平成19年度中に見直しを行ったガイドライン

平成20年3月31日現在

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	
医療	一般	厚生労働省 ①医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ②健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ③医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) 【参考 ガイドライン③内の一部において、法及びガイドライン①の解説を行っている。】 ④国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成16年12月27日 平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し) <u>平成20年3月31日(見直し)</u> 平成17年4月1日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント ①について 平成16年10月29日～11月30日 平成18年3月23日～4月5日(見直し時) ②について 平成16年12月9日～12月22日 ③について 平成17年3月1日～3月14日 <u>平成19年2月16日～3月19日(見直し時)</u> <u>平成20年2月20日～3月21日(見直し時)</u>	
	研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月22日～11月19日
		文部科学省 厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示) 疫学研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日
		厚生労働省	臨床研究に関する倫理指針(告示) ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(告示)	平成16年12月28日 平成18年7月3日	○「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日 ○「厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成18年3月9日～平成18年4月7日
	金融・信用	金融	金融庁 ①金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) ②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成16年12月6日 <u>平成20年2月26日(見直し)</u> 平成17年1月6日	○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント ①について 平成16年10月1日～10月29日 ②について 平成16年11月19日～12月3日
		信用	経済産業省 経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し)	○「産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成18年9月7日～10月6日(見直し時)

分野		所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過
情報通信	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し)	○「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月28日～7月27日 平成17年8月8日～平成17年9月8日(見直し時)
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し)	○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年7月2日～7月30日 ○「衛星放送の将来像に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成18年7月21日～8月31日、平成19年2月6日～3月7日(見直し時)
	信書便	総務省	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日	○「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日
事業全般		経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年2月29日(見直し)	○「ガイドライン検討委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～7月14日 平成18年12月14日～平成19年1月31日(見直し時) 平成19年12月18日～平成20年1月17日(見直し時)
			経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日	○パブリックコメント 平成16年10月25日～11月19日
雇用管理	一般	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年7月1日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～6月29日
			雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たったの留意事項について(局長通達)	平成16年10月29日	○「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月15日～10月28日
	船員	国土交通省	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日	○パブリックコメント 平成16年8月10日～8月23日
警察	国家公安委員会	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(告示)	平成16年10月29日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月17日～10月7日
		警察庁	警察共済組合が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(局長通達)	平成17年3月29日	○部内において検討
法務		法務省	法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成16年10月29日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月29日～10月20日
			債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン(課長通知)	平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し)	○パブリックコメント 平成16年11月9日～11月30日 ○部内において検討(見直し時)
外務		外務省	外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日	○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月21日
財務		財務省	財務省所管分野における事業者が講ずべき個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年11月25日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年9月30日～10月29日

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過
教育	文部科学省	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月11日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月25日～11月4日
福祉	厚生労働省	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年11月30日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月30日～10月15日
職業紹介等	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日
労働者派遣	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日
労働組合	厚生労働省	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月25日	○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	○部内において検討
農林水産	農林水産省	個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(告示)	平成16年11月9日	○「農林水産省個人情報安全管理連絡会議」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月3日～9月30日
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日	○「国土交通省情報化政策委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月21日～10月20日
		不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方(課長通知)	平成17年1月14日	○「不動産業における個人情報保護のあり方に関する研究会」
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日	○パブリックコメント 平成18年3月30日～平成18年4月28日
合計23分野		合計36ガイドライン		

(2) 行政機関等に対するガイドライン

総務省において、各行政機関及び独立行政法人等の安全確保措置についてのガイドラインを策定。

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定期間	検討の経過
行政機関	総務省	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
独立行政法人	総務省	独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
合計2分野		合計2ガイドライン		

2. 主務大臣による権限の行使の状況

名称	主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	関連条文
※該当なし				
計0件				

(注)平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)について記載。

3. 認定個人情報保護団体の認定の状況

※塗りつぶし ⇒平成19年度中に、主務大臣によって新たに認定された団体。

平成20年3月31日現在

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
証券業	金融庁	認定法人 日本証券業協会	03-3667-8008	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年4月1日	537	個人情報の保護に関する指針
保険業	金融庁	社団法人 生命保険協会	03-3286-2648	東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3F	平成17年4月1日	41	・生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について ・生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針
保険業	金融庁	社団法人 日本損害保険協会	03-3255-1470	東京都千代田区神田淡路町2-9	平成17年4月1日	25(2)	・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針
保険業	金融庁	有限責任中間法人外国損害保険協会	03-5425-7854	東京都港区虎ノ門3-20-4虎ノ門鈴木ビル	平成18年11月30日	21	・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	03-5222-1700	東京都千代田区丸の内1-3-1	平成17年4月15日	248	個人情報保護指針
信託業	金融庁	社団法人 信託協会	0120-817335	東京都千代田区大手町2-6-2	平成17年4月15日	56(2)	個人情報の保護と利用に関する指針
投資信託委託業	金融庁	社団法人 投資信託協会	03-5614-8440	東京都中央区日本橋兜町2-1 東京証券取引所ビル6階	平成17年7月1日	133	個人情報の保護に関する指針
証券投資顧問業	金融庁	社団法人 日本証券投資顧問業協会	03-3663-0505	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年7月1日	291	個人情報の保護に関する取扱指針
信用情報機関	金融庁	全国信用情報センター連合会	03-5294-7070	東京都千代田区神田東松下町41-1	平成17年10月24日	34	認定個人情報保護団体対象事業者に対する個人情報保護指針
信用情報機関・与信事業	金融庁	消費者信用個人情報保護協会	03-3222-1816	東京都千代田区富士見1丁目2番27号	平成19年3月20日	60	個人情報保護指針

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	03-3585-6231	東京都港区赤坂2-21-25	平成17年4月12日	541(258)	受信者情報取扱事業における個人情報保護指針
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人 日本データ通信協会	03-5907-3803	東京都豊島区巢鴨2-11-1巢鴨室町ビル7F	平成17年4月12日	153(153)	電気通信事業における個人情報保護指針
事業全般	総務省 経済産業省	財団法人 日本情報処理開発協会	0120-700779	東京都港区芝公園3-5-8機械振興会館内	平成17年6月27日	5,039	個人情報保護マネジメントシステム-要求事項 (JIS Q 15001:2006)
製薬業	厚生労働省	日本製薬団体連合会	03-3270-1810	東京都中央区日本橋本町2-1-5	平成17年10月20日	650	製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
医療	厚生労働省	社団法人 全日本病院協会	03-3234-5165	東京都千代田区三崎町3-7-12清話会ビル	平成18年2月13日	2,220	全日本病院協会における個人情報保護指針
医療	厚生労働省	社団法人 日本病院会	03-3265-0077	東京都千代田区一番町13番地3	平成19年3月26日	2,674	日本病院会個人情報保護法への対応の手引き
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	03-5333-5875	東京都渋谷区代々木3-45-2	平成18年3月24日	110	個人情報の適正な取扱い確保のための指針
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン	092-641-7354	福岡県福岡市東区馬出2-1-22	平成18年3月24日	13	個人情報保護指針
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	098-882-5704	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	平成18年2月2日	707	個人情報保護指針
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	058-278-5136	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号	平成18年3月30日	290	福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針
手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	03-5296-5011	東京都千代田区神田須田町1-8パールビル7F	平成18年3月31日	1,660	個人情報の保護に関する法律についての柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション事業者等を対象とするガイドライン
ギフト用品に関する事業	経済産業省	社団法人 全日本ギフト用品協会	03-3847-0691	東京都台東区寿3-15-10ペンギンビル3階	平成17年5月13日	87	個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン
クレジット事業	経済産業省	クレジット個人情報保護推進協議会	03-5521-1580	東京都港区虎ノ門2-9-14発明会館4階	平成17年5月30日	1,114	クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
印刷・グラフィックサービス工業	経済産業省	社団法人 東京グラフィックサービス工業会	03-3667-3771	東京都中央区日本橋小伝馬町7-16	平成17年12月7日	458	印刷・グラフィックサービス工業個人情報保護ガイドライン
小売業	経済産業省	社団法人 日本専門店協会	03-5411-5351	東京都港区北青山2-12-8	平成17年12月7日	231	専門店における個人情報保護法ガイドライン
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	03-5234-5780	東京都新宿区西新宿1-10-1MY 新宿第二ビル3F株式会社イマジンプラス内	平成18年2月10日	26	個人情報保護指針
経済産業分野	経済産業省	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	03-5729-3711	東京都目黒区中根2-13-18第百生命都立大学駅前ビル	平成18年2月13日	8(8)	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	026-267-6077	長野県長野市若里7丁目7-2オフィスリンク内	平成18年8月4日	13(13)	長野県個人情報保護協会における個人情報に関する法律についてのガイドライン
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚情報サービス協議会	03-5689-8769	東京都文京区本郷3-37-15	平成18年3月9日	5	結婚情報サービス協議会における個人情報保護指針
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06-6346-8160	大阪府大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞ビル内	平成18年3月9日	563	個人情報保護指針
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	03-5379-8101	東京都新宿区四谷4-19-3	平成17年5月13日	129	個人情報の保護に関する法律についての葬祭事業者を対象とする指針
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	03-5828-3855	東京都台東区松が谷4-28-3	平成18年3月31日	22(22)	全国こころの会における個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	社団法人 日本自動車販売協会連合会	03-5733-3105	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階	平成17年5月19日	1,639(1,639)	自動車販売業個人情報保護指針
自動車登録番号交付代行業	国土交通省	社団法人 全国自動車標板協議会	03-3813-5911	東京都文京区本郷2-15-13 お茶の水ウイングビル4階	平成17年12月27日	57(57)	交付代行者等個人情報保護指針
賃貸住宅管理業	国土交通省	財団法人 日本賃貸住宅管理協会	FAXのみで受付FAX 03-5276-3445	東京都千代田区麹町5-3-3麹町KSスクエア1階	平成20年3月16日	949	賃貸住宅管理業における個人情報保護に関するガイドライン
		計35団体					計38本

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況

(1) 受付機関の状況

受付機関		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
地方公共団体	消費生活センター	789	1,000	851	771	1,013	972	1,173	938	844	834	860	700	10,745	84.4%
	その他	90	89	73	86	69	55	65	47	44	54	48	21	741	5.8%
国民生活センター		105	100	124	110	105	96	116	103	86	96	96	105	1,242	9.8%
合計		984	1,189	1,048	967	1,187	1,123	1,354	1,088	974	984	1,004	826	12,728	100.0%

(注)1. 表中の「消費生活センター」とは、PIO-NET端末の設置された消費生活センターを指す。

2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等を指す。

(2) 年齢

	件数	割合
10代以下	308	2.4%
20歳以上	1,947	15.3%
30歳以上	3,574	28.1%
40歳以上	2,948	23.2%
50歳以上	1,619	12.7%
60歳以上	828	6.5%
70歳以上	399	3.1%
不明	1,105	8.7%
合計	12,728	100.0%

(3) 性別

	件数	割合
男性	5,862	46.1%
女性	6,455	50.7%
不明	13	0.1%
その他	398	3.1%
合計	12,728	100.0%

(4) 職業

	件数	割合
給与生活者	6,700	52.6%
自営・自由業	636	5.0%
家事従事者	2,816	22.1%
学生	510	4.0%
無職	1,037	8.1%
不明	540	4.2%
その他	489	4.0%
合計	12,728	100.0%

(5) 事業分野の状況

事業分野	件数	割合
医療	217	1.7%
金融・信用	1,019	8.0%
情報通信	3,368	26.5%
その他の事業分野	6,653	52.3%
不明	1,649	13.0%
合計(重複分除く)	12,728	100.0%

(6) 相談内容の状況

相談内容	件数	割合
不適正な取得	6,307	49.6%
漏えい・紛失	3,250	25.5%
目的外利用	2,250	17.7%
同意のない提供	2,106	16.5%
開示等	674	5.3%
苦情等の窓口対応	345	2.7%
情報内容の誤り	196	1.5%
委託先等の監督	151	1.2%
オプトアウト違反	30	0.2%
その他	2,033	16.0%
合計(重複分除く)	12,728	100.0%

(7) 処理結果の状況

処理結果の種類	件数	割合
指導・助言	11,041	86.7%
その他の情報提供	1,053	8.3%
他機関紹介	311	2.4%
あっせん解決	212	1.7%
あっせん不調	13	0.1%
処理不能	41	0.3%
処理不要	57	0.5%
不明	0	0.0%
合計(重複分除く)	12,728	100.0%

(注)1. 表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性のある相談について、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。

2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成19年度)

(1)漏えいした人数

府省名	件数	漏えいした人数				
		500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
警察庁	2	2	0	0	0	0
金融庁	187	119	34	26	8	0
総務省	71	60	7	3	1	0
財務省	4	3	1	0	0	0
文部科学省	7	7	0	0	0	0
厚生労働省	25	15	8	1	1	0
農林水産省	98	79	10	6	3	0
経済産業省	329	256	44	23	6	0
国土交通省	160	154	5	1	0	0
合計 (重複分除く)	848 (100.0%)	667 (78.7%)	104 (12.3%)	60 (7.1%)	17 (2.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。

2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数をいう。

(2)漏えいした情報の種類

府省名	件数		漏えいした情報の種類					
			顧客情報		従業員情報		その他の情報	
	うち基本 情報のみ	うち基本 情報のみ	うち基本 情報のみ	うち基本 情報のみ	うち基本 情報のみ	うち基本 情報のみ	うち基本 情報のみ	
警察庁	2	0	2	0	0	0	0	0
金融庁	187	6	186	6	2	0	3	0
総務省	71	10	70	9	3	1	0	0
財務省	4	0	4	0	0	0	0	0
文部科学省	7	1	7	1	0	0	0	0
厚生労働省	25	3	22	4	5	1	2	0
農林水産省	98	7	98	7	2	1	0	0
経済産業省	329	80	313	80	21	0	14	1
国土交通省	160	18	155	17	16	0	11	1
合計 (重複分除く)	848 (100.0%)	125 (14.7%)	822 (96.9%)	124 (14.6%)	48 (5.7%)	3 (0.4%)	30 (3.5%)	2 (0.2%)

- (注) 1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。
 2. 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、すべての項目について記入。
 3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。
 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合。

(3)漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

府省名	件数	電子媒体のみ 313件(36.9%)				紙媒体のみ 519件(61.2%)				電子媒体と紙媒体 13件(1.5%)				不明
		措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	
警察庁	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
金融庁	187	28	1	8	19	0	2	99	27	0	2	0	0	1
総務省	71	6	2	11	7	0	0	43	0	0	1	1	0	0
財務省	4	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
文部科学省	7	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	25	6	2	4	4	0	0	9	0	0	0	0	0	0
農林水産省	98	6	3	15	0	0	0	74	0	0	0	0	0	0
経済産業省	329	29	14	67	27	0	0	190	1	0	1	0	0	0
国土交通省	160	24	6	28	4	0	0	82	5	1	2	3	3	2
合計 (重複分除く)	848 (100.0%)	99 (11.7%)	26 (3.1%)	127 (15.0%)	61 (7.2%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	483 (57.0%)	34 (4.0%)	1 (0.1%)	5 (0.6%)	4 (0.5%)	3 (0.4%)	3 (0.4%)

(注)暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

(4)漏えい元・漏えいした者

府省名	件数	事業者											委託先											
		件数	従業者			第三者			その他	不明	件数	従業者			第三者			その他	不明					
			件数	意図的	不注意	不明	件数	意図的				不注意	不明	件数	意図的	不注意	不明			件数	意図的	不注意	不明	
警察庁	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	187	148	144	1	142	1	0	0	0	0	3	1	35	30	2	25	3	0	0	0	0	4	1	4
総務省	71	22	19	0	19	0	0	0	0	0	3	0	43	31	0	31	0	12	12	0	0	0	0	6
財務省	4	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	7	6	1	0	1	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	25	24	21	0	19	2	2	2	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	98	85	68	0	45	23	10	0	0	10	7	0	12	10	0	2	8	2	1	0	1	0	0	1
経済産業省	329	249	203	5	196	2	35	34	0	1	4	7	69	48	2	43	3	15	10	5	0	4	2	11
国土交通省	160	135	118	0	113	5	9	7	1	1	4	4	23	12	0	12	0	1	1	0	0	8	2	2
合計 (重複分除く)	848 (100.0%)	647 (76.3%)	555 (65.4%)	6 (0.7%)	517 (61.0%)	32 (3.8%)	56 (6.6%)	43 (5.1%)	1 (0.1%)	12 (1.4%)	23 (2.7%)	13 (1.5%)	180 (21.2%)	131 (15.4%)	4 (0.5%)	113 (13.3%)	14 (1.7%)	29 (3.4%)	23 (2.7%)	5 (0.6%)	1 (0.1%)	15 (1.8%)	5 (0.6%)	21 (2.5%)

(注)合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(5)事業者による改善措置

府省名	件数	事業者による改善措置										改善措置 実施せず	不明
		安全管理対策			その他の対応								
		組織的	技術的	本人への 謝罪・連 絡	専用窓口 の設置	商品券等 の配布	警察への 届出	その他					
警察庁	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0
金融庁	187	187	157	154	13	184	142	157	0	33	20	0	0
総務省	71	70	70	70	15	70	70	43	2	17	1	0	1
財務省	4	4	4	4	1	4	3	0	0	2	0	0	0
文部科学省	7	7	3	1	3	7	7	1	0	5	0	0	0
厚生労働省	25	25	24	24	8	25	23	12	0	13	1	0	0
農林水産省	98	98	97	95	15	94	87	12	1	22	1	0	0
経済産業省	329	329	328	318	97	318	242	58	21	132	93	0	0
国土交通省	160	160	159	155	25	158	155	9	2	98	3	0	0
合計 (重複分除く)	848 (100.0%)	847 (99.9%)	809 (95.4%)	789 (93.0%)	168 (19.8%)	827 (97.5%)	699 (82.4%)	278 (32.8%)	26 (3.1%)	311 (36.7%)	118 (13.9%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

- (注)1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。
「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。
2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。
3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(6)認定個人情報保護団体への報告

府省名	件数	認定個人情報保護団体への所属	認定個人情報保護団体への報告
警察庁	2	0	0
金融庁	187	99	47
総務省	71	45	40
財務省	4	0	0
文部科学省	7	0	0
厚生労働省	25	10	0
農林水産省	98	0	0
経済産業省	329	54	54
国土交通省	160	0	0
合計 (重複分除く)	848	208	141 (67.8%)

- (注)1. 「認定個人情報保護団体への所属」については、
複数の認定個人情報保護団体に所属している場合であっても1件とカウントしている。
2. 「認定個人情報保護団体への報告」については、
所属するいずれかの団体に報告していれば1件とカウントしている。
また、合計におけるパーセンテージは、
認定個人情報保護団体に所属している事業者による事案に占める割合を示す。

3. 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成19年度)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
証券業	金融庁	認可法人日本証券業協会	3	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度13件) ・内部管理統括責任者研修 東京5回、大阪2回、名古屋2回 ・内部管理統括補助責任者研修 東京5回、大阪2回、名古屋2回 ・内部管理責任者研修 東京4回、大阪1回 ・営業責任者研修 東京4回、大阪1回、名古屋1回 ・営業責任者研修・内部管理責任者研修合同研修 四国1回 ・コンプライアンス実務講座 東京1回
保険業	金融庁	社団法人生命保険協会	34	9	0	15	0	3	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度232件) ・対象事業者向けの研修会の実施(平成19年12月) ・個人情報保護指針遵守状況調査(平成19年9月) ・対象事業者における個人情報漏えい等事案の調査(平成19年4月、10月)
保険業	金融庁	社団法人日本損害保険協会	23	0	1	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応(平成19年度:53件) ・対象事業者への情報提供(随時) ・対象事業者の個人情報漏えい事案等に関する状況の集計実施(平成19年6月) ・対象事業者への個人情報保護の取組状況に関するアンケート調査実施(平成19年9月) ・対象事業者向けの研修の実施(平成19年度:5回) ・ホームページを通じた認定業務の取組状況等の公表(随時)
保険業	金融庁	有限責任中間法人外国損害保険協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成19年10月)
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	137	39	0	21	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度274件) ・苦情対応機関の相談員を対象とする研修会の実施(平成19年9月) ・会員向けの研修会の実施(平成20年3月)
信託業	金融庁	社団法人信託協会	0	0	0	8	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度1件) ・対象事業者に対する情報の提供(平成19年4月、10月) ・個人情報保護指針の見直し(平成20年2月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成20年2月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
投資信託委託業	金融庁	社団法人投資信託協会	0	0	0	0	0	1	・対象事業者向けのセミナーの実施(平成20年3月)
証券投資顧問業	金融庁	社団法人日本証券投資顧問業協会	0	0	0	0	0	0	・投資信託協会との合同セミナーの実施(平成20年3月)
信用情報機関	金融庁	全国信用情報センター連合会	0	0	0	0	0	0	・相談・問い合わせへの対応(随時) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成19年11月) ・個人情報の取扱い等に関する注意喚起又は周知のための文書発送(5回)
信用情報機関・与信事業	金融庁	消費者信用個人情報保護協会	2	2	0	0	0	0	・相談・問い合わせへの対応(平成19年度58件) ・対象事業者向けのセミナーの実施2回(平成19年10月、平成20年3月) ・対象事業者相談窓口担当者向け研修会実施(平成20年2月) ・対象事業者向けの協会保護指針の解説書作成・配布(平成20年2月作成配布) ・協会案内パンフレットの作成・配布(平成19年4月作成、随時配布) ・ホームページでの情報提供(随時) ・全日本情報学習振興協会実施の個人情報保護認定試験の推薦・受験取次の実施 ・対象事業者に対する個人情報保護施策実施状況調査の実施(平成20年2月)
放送	総務省	財団法人放送セキュリティセンター	12	12	0	0	0	0	・対象事業者からの相談・問い合わせへの対応(計17件) ・対象事業者向けセミナーの実施(平成19年7月及び同20年1月) ・他の認定個人情報保護団体である(財)日本データ通信協会との意見交換会の実施(平成19年5月) ・ホームページ及び一斉同報による対象事業者への情報提供(随時)
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人日本データ通信協会	247	65	3	2	0	0	・電気通信事業者向けのセミナーの実施(平成19年5月～7月) ・消費者及び一般電気通信事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成19年4月増刷、随時配布) ・ホームページ等での情報提供(随時) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成19年7月、同年9月、同年10月、平成20年2月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
事業全般	総務省 経済産業省	財団法人日本情報処理開発協会	31	14	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報苦情相談室への申出は31件であるが、プライバシーマーク事務局消費者相談窓口へは268件の申出があり対応を行なった。 ・情報提供の一環として、対象事業者の個人情報保護管理者等を対象として「認定個人情報保護団体研修会」を平成19年10月から12月にかけて全国7都市10会場で開催し、合計2,340名の参加を得た。 ・他の認定個人情報保護団体との整合性を確保するため、経済産業省情報経済課主催の認定個人情報保護団体連絡会に出席した。(H19年9月14日、H20年2月8日)
製薬業	厚生労働省	日本製薬団体連合会	3	0	0	1	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度6件) ・ホームページでの情報提供(随時)
医療	厚生労働省	社団法人全日本病院協会	5	1	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度9件) ・対象事業者(以下「会員病院」)に対して、「個人情報保護に関するアンケート調査」を実施(平成19年5月実施、HPIに結果公開) ・会員病院役職員に対して、「個人情報管理・担当責任者養成研修」を実施(平成19年7月) ・全日本病院学会秋田大会において、会員病院医療従事者に対して、個人情報保護セミナーを実施(平成19年9月)
医療	厚生労働省	社団法人日本病院会	0	0	1	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度6件)
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度8件) ・対象事業者向け研修会の実施(平成19年10月)
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度2件) ・対象事業者の担当者等への研修会の実施(平成20年3月) ・「医療機関における個人情報の取り扱いに関する手引き～診療記録のチェックで医療の質がわかる」の発行(平成19年8月) ・福岡県内160病院を対象にした診療記録情報提供システムの現状調査を実施(平成20年1月～3月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の措置(注)	その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)		
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	0	0	0	0	0	1	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者向けのセミナーの実施 「福祉・介護等現場における個人情報保護対応セミナー」の開催(平成19年11月、参加者190名) 「読谷・嘉手納・北谷3町村登録手話通訳者等個人情報に関する合同学習会」への講師派遣(平成20年2月、受講者25名) 	
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 特記事項なし 	
手技療法(柔道整復・はりきゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティクス・リラクゼーション等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成19年度3件) 対象事業者向けのセミナーを実施(平成19年5月、8月、11月 平成20年1月、2月、3月実施) ホームページでの情報提供 SPマーク(手技プライバシーマーク)の普及活動(随時) 	
ギフト用品に関する事業	経済産業省	社団法人全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報セミナー:2007年6月4日(金)、35社参加。会場は芝パークホテル 経済産業省主催の個人情報ガイドライン改正の説明会に15社参加。 本協会が制度導入しているギフトプライバシーマーク(GPマーク)において18社がGPマークを取得、前年度比3社増。 	
クレジット事業	経済産業省	クレジット個人情報保護推進協議会	12	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成19年度 253件) 会員の個人情報漏えい事案等に関する行政機関への報告対応(平成19年度 263件) 対象事業者向けの啓発用ポスター、クリアファイルの作成・配布(平成19年12月) 対象事業者の個人情報取扱責任者向けの研修の実施<東京、大阪、札幌、福岡>(平成19年12月) 対象事業者の相談担当者向けの研修の実施<東京、大阪、福岡>(平成20年2月) 会員が実施する個人情報保護研修等への講師派遣や研修用資料の提供 対象事業者における個人情報保護措置の実施状況の確認調査(平成20年3月) ホームページでの情報提供(随時) 	
印刷・グラフィックサービス工業	経済産業省	社団法人東京グラフィックサービス工業会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 印刷機材展IGAS2007に東京グラフィックスとして出展(9月21日～27日、東京ビッグサイトにて)、認定個人情報保護団体としての活動をアピールした。 セミナーでは、5月17日、ニッケイビルにて35名が参加し、個人情報保護とプライバシーマーク制度及び認定個人情報保護団体について研修会を実施。同じく、11月29日、池袋・勤労福祉会館にて25名が参加。5月と同様の内容で開催した。 当会ホームページでの情報提供。 電話での問い合わせは年間15件寄せられた(相談件数は30件)。 	

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
小売業	経済産業省	社団法人日本専門店協会	0	0	5	1	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店出店企業での発生事故の内容説明と対応指導 4件 ・パソコン盗難対応についての指導 1件 ・ガイドライン見直し勉強会(平成19年6月) ・経済産業省取組実態調査アンケートへの協力呼びかけ(平成19年11月) ・ガイドライン説明会に参加 資料を会員に発送(平成20年3月)
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会	0	0	0	0	0	0	・特記事項なし
経済産業分野	経済産業省	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者を含む企業および消費者向けに「NACS個人情報保護ハンドブック～消費者と企業のよき関係づくりを目指して～」の作成・配布(平成20年2月)
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度3件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成19年5月、平成20年1月) ・対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成19年5月作成、随時配布) ・ホームページでの情報提供(随時)
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚情報サービス協議会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度2件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成20年2月21日実施6名参加) ・対象事業者向け個別セミナーの実施(平成19年4月～8月3回延6名出席) ・ホームページでの情報提供(随時実施)
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(随時) ・ホームページで情報提供(随時) ・対象事業者向けへの冊子に掲載 ・対象事業者向けへの保険加入促進・パンフレット配布(随時) ・認定個人情報保護団体連絡会に参加(平成19年9月、平成20年2月) ・職員のセミナー参加(平成19年10月)

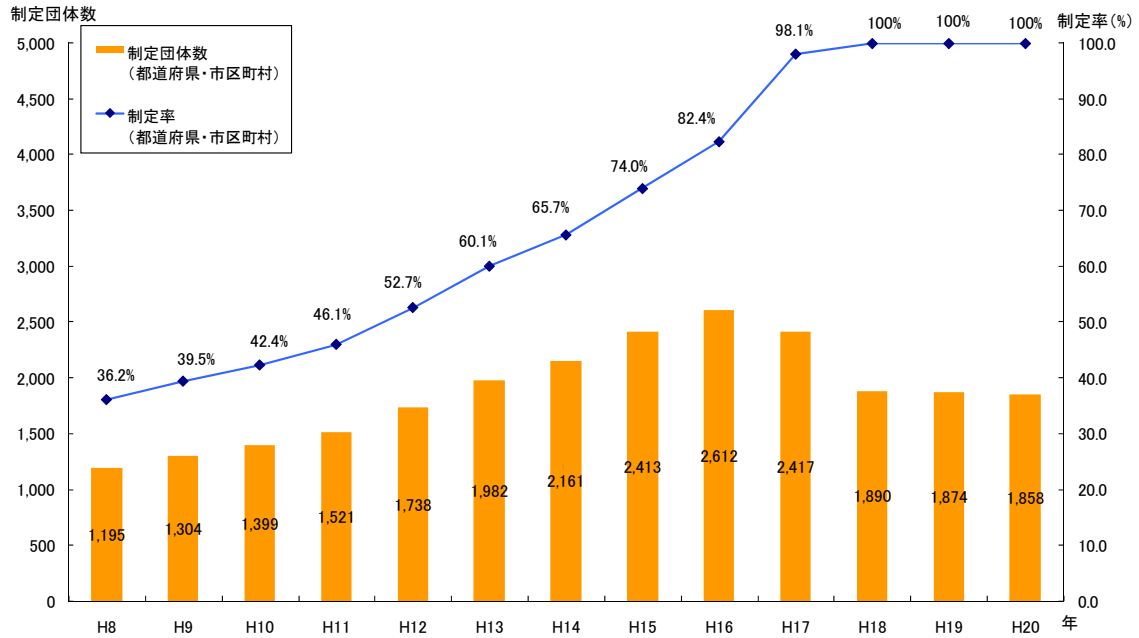
対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度0件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成19年10月) ・対象事業者向けのFaxによる「アンケート調査」依頼(平成19年度2回) ・対象事業者向けの「個人情報保護方針」作成の訪問支援(平成19年度80社)
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟社からの相談・問い合わせへの対応(平成19年度15件) ・加盟社以外からの相談・問い合わせへの対応(平成19年度3件) ・加盟社を対象とするセミナーの実施(平成19年7月、平成19年8月) ・加盟社取引先事業者を対象とするセミナーの実施(平成19年12月) ・加盟社向けのパンフレットの作成・配布(平成19年8月作成、随時配布) ・書面による情報提供(随時) ・ホームページでの情報提供(随時) ・当会の葬儀ネットワーク加盟社への情報提供(書面及びホームページにより随時)
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	社団法人日本自動車販売協会連合会	33	2	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度33件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成19年9～11月) ・文書での情報提供(随時) ・理事会、委員会等を通じた安全管理措置の徹底の周知 ・認定個人情報保護団体連絡会への出席(年2回)
自動車登録番号交付代行業	国土交通省	社団法人全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	22	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成19年度なし) ・対象事業者向けの資料集の作成・配布(随時) ・ホームページでの情報提供(随時) ・委員会を通じ個人情報の遵守指導の徹底・周知(平成20年3月)
賃貸住宅管理業	国土交通省	財団法人 日本賃貸住宅管理協会	0	0	0	0	0	0	・特記事項なし
合計		計35団体	542	144	10	48	4	27	

(注)「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものをさす。

第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

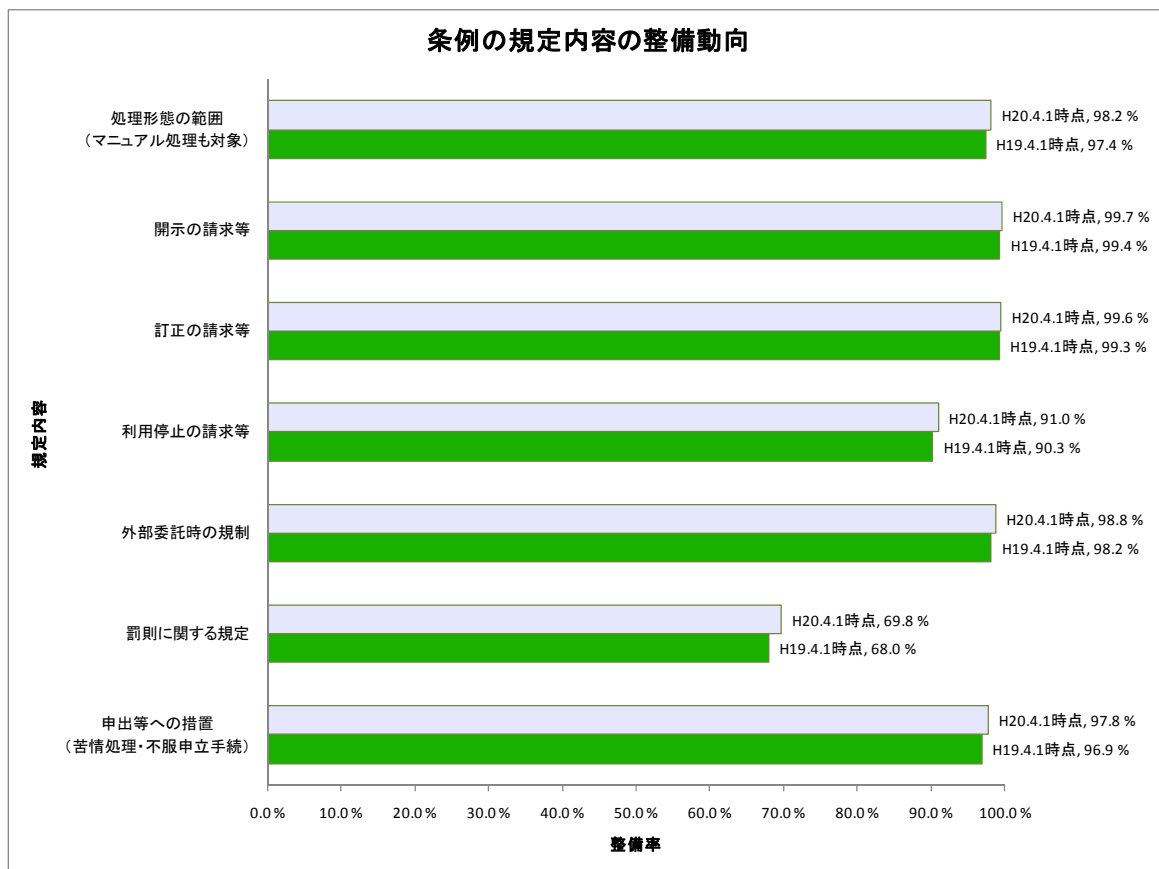
1. 条例制定団体の状況

条例制定団体数及び制定率(都道府県・市区町村)の推移



調査時点	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1
全団体数 (都道府県・市区町村)	3,302	3,302	3,302	3,299	3,299	3,296	3,288	3,260	3,170	2,465	1,890	1,874	1,858
制定団体数	1,195	1,304	1,399	1,521	1,738	1,982	2,161	2,413	2,612	2,417	1,890	1,874	1,858
制定率	36.2%	39.5%	42.4%	46.1%	52.7%	60.1%	65.7%	74.0%	82.4%	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%

2. 条例の規定内容の整備動向



(注) 数値は、すべての都道府県・市区町村に占める割合

条例における主な規定内容一覧

主な規定項目		規定団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
		平成20年4月1日現在	
対象部門	公的部門のみを対象	308 (16.6%)	
	公的部門及び民間部門を対象	1,550 (83.4%)	
処理形態の範囲	電子計算機処理のみを対象	34 (1.8%)	
	マニュアル処理も対象	1,824 (98.2%)	
対象種類	個人に関する情報のみ対象	1,625 (87.5%)	
	法人等に関する情報も対象	233 (12.5%)	
個人情報システムの 設置・変更に関する規制	審議会への意見聴取・審議	442 (23.8%)	1,795 (96.6%)
	首長への報告・届出・登録	1,499 (80.7%)	
	記録項目等の登録簿の作成・公表	1,632 (87.8%)	
収集・記録規制	目的による規制	1,792 (96.4%)	1,856 (99.9%)
	方法による規制	1,823 (98.1%)	
	情報の種類による規制	1,786 (96.1%)	
利用・提供規制	内部利用規制	1,815 (97.7%)	1,850 (99.6%)
	外部提供規制	1,832 (98.6%)	
	他の機関とのオンライン禁止	5 (0.3%)	1,692 (91.1%)
	他の機関とのオンライン制限	1,688 (90.9%)	
維持管理に関する規制	正確性・最新性の確保	1,806 (97.2%)	1,843 (99.2%)
	改ざん、漏洩等の防止	1,829 (98.4%)	
	不要情報の廃棄措置	1,670 (89.9%)	
自己情報の開示・訂正等	開示の請求等	1,852 (99.7%)	
	訂正の請求等	1,850 (99.6%)	
	利用中止の請求等	1,691 (91.0%)	
運用状況、個人情報の処理状況、記録項目等の公表(※1)		1,689 (90.9%)	
外部委託時の規制	受託業者等々の責務	1,743 (93.8%)	1,836 (98.8%)
	契約等によるデータ保護の確保措置	1,477 (79.5%)	
個人情報処理に係る職員の責務	個人情報処理事務従事職員	1,754 (94.4%)	1,814 (97.6%)
	附属機関の委員等	1,508 (81.2%)	
罰則	当該団体職員を対象	1,260 (67.8%)	1,296 (69.8%)
	受託業者・従業員を対象	1,241 (66.8%)	
附属機関の設置		1,789 (96.3%)	
申出等への措置	苦情処理	1,488 (80.1%)	1,817 (97.8%)
	不服申立手続	1,776 (95.6%)	
条例制定団体数		1,858 団体	

民間事業者に対する規定

主な規定項目		規定団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合：%)	
		平成20年4月1日現在	
事業者の責務	一般的責務又は努力規定(※2)	1,429 (76.9%)	1,514 (81.5%)
	地方公共団体の施策への協力(※3)	1,277 (68.7%)	
条例適用上の注意(※4)		109 (5.9%)	
事業者に対する規制	自主的規制の指導・助言(※5)	641 (34.5%)	644 (34.7%)
	指針の作成(※6)	90 (4.8%)	
	登録届出制度(※7)	6 (0.3%)	
地方公共団体の監視体制	資料提出・調査・立入(※8)	576 (31.0%)	676 (36.4%)
	指導・勧告(※9)	655 (35.3%)	
	公表(※10)	583 (31.4%)	
苦情処理、苦情相談窓口の設置(※11)		540 (29.1%)	
条例制定団体数		1,858 団体	

- ※1 条例の運用状況、電子計算機システムによる個人情報の処理状況、電子計算機システムの記録項目等についての公表の規定があること。
- ※2 事業者に対し、個人情報保護の必要性を認識し、個人情報に係る人格的利益の侵害を防止する措置を講ずることを求めるなど、抽象的な責務又は努力要請の規定があること。
- ※3 地方公共団体が講ずる保護対策に協力する責務を事業者が有する旨の規定があること。
- ※4 事業者の営業の自由等との関連を考慮し、不当に事業者の権利と自由を侵害することがないように、保護条例の取扱いに当たって注意を促す規定があること。
- ※5 事業者に対し、その責務を遂行させるために必要な措置を指導・奨励する規定があること。
- ※6 事業者が講ずるべき保護対策の指針を地方公共団体が作成する旨の規定があること。
- ※7 事業者の個人情報の保有状況、取扱方法等の概要等を地方公共団体が備える登録簿に登録し、これを住民に公開する旨の規定があること。
- ※8 事業者がその責務規定等に違反するおそれがある場合等に、事業者に対し地方公共団体が行う資料提供・調査・立入調査等への協力を要請する旨の規定があること。
- ※9 事業者がその責務規定等に違反していると認められる場合等に、当該行為の是正、中止等について指導・勧告を行うことができる旨の規定があること。
- ※10 事業者が資料提供・調査・立入調査等の協力要請や指導・勧告に従わない場合に、当該事業者名やその経緯を公表できる旨の規定があること。
- ※11 事業者の活動に起因する個人情報に係る人格的利益の侵害に関する住民の苦情に対応するため、地方公共団体内に苦情相談窓口を置くなどの規定があること。

3. 個人情報保護条例に基づく対策の実施状況

		都道府県 (47団体)	市区町村 (1,811団体)	合計 (1,858団体)	実施率
(1) 個人情報保護に関する管理体制の整備					
	団体を統轄する責任者の指定	9	607	616	33.2%
	各部署ごとの責任者の指定	24	824	848	45.6%
(2) 職員に対する教育・研修の実施		47	968	1,015	54.6%
(3) 監査・点検の実施		20	287	307	16.5%
(4) 住民等への個人情報保護制度の周知					
	ホームページ・パンフレットによる周知	46	790	836	45.0%
	説明会等開催による周知	40	93	133	7.2%
	「過剰反応」に関する周知	43	179	222	11.9%

参照条文等

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（施行の状況の公表）

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

○個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定、平成二十年四月二十五日一部変更）（抄）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

⑤ 法の施行の状況の内閣府への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について内閣府に報告するものとする。

内閣府は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、国民生活審議会に報告するものとする。